

補助金等取扱基準

補助金等の名称	修学旅行等下見、引率補助金（小・中学校費）
補助事業等の 目標	市内小中学校の修学旅行等の円滑実施
補助事業等の 対象者	市内小中学校教職員
補助対象経費	市内小中学校の修学旅行等の下見、引率に伴う経費
補助金等の額 及びその算定 方法又は補助率	予算の範囲内
	【補助額が 5 万円未満、補助率が補助対象経費の 1 / 2 を超える場合の理由】
補助事業等の 評価	補助事業者からの実績報告をもとに、担当部署により補助事業の効果を評価する。
補助事業等の 開始時期	平成 9 年 4 月 1 日（要綱施行日）
補助事業等の 終了時期	【終期が 3 年を超える場合の理由】
	修学旅行等の円滑実施のため、3 年を超えて継続して補助することが必要
情報の 公表の方法等	補助事業者、補助金交付金額、評価内容等を諏訪市ホームページにて公表する。
その他	
提出書類	
	諏訪市補助金等交付規則に定める様式は除く。
担当部署	諏訪市教育委員会 教育総務課 学務係